

論点整理

1. 外国籍会員

○会員選考における外国籍の方の取扱い

2029 年 10 月からの会員選考より、外国籍の方を会員に選考することを可能にする。

→申し送り事項として、「外国籍の方を会員に選考することを可能にするべき。」としてよい
か。慎重な意見があることも踏まえ、より両論併記的な記載とするか。

(例)・外国籍の方を会員に選考することを可能にするを前提に、引き続き議論を進め
るべき。

・経済安全保障や知的財産の管理についての懸念があることも踏まつつ、外国籍の
方を会員に選考することの是非について、引き続き議論を進めるべき。

○外国籍の方が会員候補者となる要件

- ① 現在、日本国内に居住しており、**会員の任期中も日本国内に居住することが見
込まれること**

→居住についてはこの表現でよい。別の要件にするか。

(例)・対面での活動に支障がないこと

・日本国内での滞在期間が年間〇日以上

外国籍会員が海外に移住・帰国するなどにより本要件を満たさなくなった場合、本人
の申出がなくとも会員の身分を失うこととするか。その場合、どのような手続を踏む
か。

- ② **5 年**以上、日本の組織（産業界を含む）において研究活動に従事していること
→期間は5年でよい。

- ③ 会員としての業務に支障がないレベルの日本語能力を有すること

→日本語能力についてはこの表現でよい。より明確化、厳格化するか。そもそも必要
か。

(例)・日本語能力検定 N3 以上

・日本語で講義が行えるレベルの日本語能力

→【①～③共通】

必須要件とするか、考慮要件とするか。考慮要件とする場合、どのような表現とするか。

（例）・原則として居住していること。

- ・居住していることが望ましい。
- ・居住していることを考慮する。

①～③に加え、経済安全保障に係る要件を追加するか。その場合、どのようにして審査するか。

（例）日本の経済安全保障に係る懸念のない者であること

これらの要件について、日本国籍者にも適用するか。

○外国籍の会員の人数上限

案１ 特に定めない。

案２ 会員の定数の過半数（126 名）未満とする。

案３ 会員の定数の 10%（25 名）以下とする。

○外国籍の会員の役員等への就任制限

案１ 特に定めない。

案２ 会長への就任を不可とする。

案３ 会長、副会長への就任を不可とする。

2. 外国籍の方に係る第 27 期における取組

○連携会員における外国籍の方の取扱い

第 27 期より、連携会員（特任を含む）について外国籍の方を選考することを可能にする。

→本件について、申し送り事項とし、新体制で検討の上最終的に決定いただくこととするか。
役員会決定案等を作成し、初回の役員会等において決定いただくこととするか。

○外国籍の方が連携会員の候補者となる際の要件

【総会に提示した分科会案】

案 1 会員候補者の要件に準ずる。

案 2 年数要件を短くするなど、会員よりも要件を緩和する。

案 3 連携会員（特任）に限り、会員よりも要件を緩和する。

→案 2、3を採用する場合、どの要件をどう緩和するか。

（例）・日本居住要件を外す。

・研究活動要件を 3 年とする。

○海外在住の方の知見をいただく方策として、外国人アドバイザー制度を活用する。

→現行の外国人アドバイザーに係る決定の内容を見直す必要はあるか。

3. その他、2029 年 10 月からの会員選考に係る考慮事項

○会員の再任制限

案 1 法律以上の再任制限（1 回再任された会員は続けて次の期に再任されることができない）以上の制限は行わない。

案 2 12 年（2 期）会員を務めた者は、間を空けても原則として会員になることはできない、とする。

→案 2 を採用する場合、必須要件とするか、より柔軟な記載とするか。

（例）・12 年（2 期）会員を務めた者は、会員となることができない。ただし、特に優れた研究又は業績のある者については、この限りでない。

・会員の選考に当たっては、同じ者が長期間（〇年以上）にわたって会員を務めること

がないよう考慮する。

○グローバルヤングアカデミー等における活動を参考にする。

○新たに制定予定の「日本学術会議憲章」の趣旨にのっとして活動することを選考の観点として取り入れる。

○候補者の推薦に当たり、分科会への参加等、責任を持って活動することを明確に説明するよう徹底する。